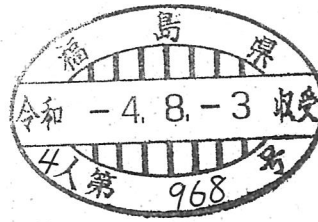




4 行 推 第 2 号
令 和 4 年 8 月 3 日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様



福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、「福島県行財政改革プラン」の令和4年度の取組内容については、福島県総合計画が目指す「ふくしまの将来の姿」の実現に向けた取組を支えるとともに、人口減少が進む中でも行政サービスの維持・向上を図るため、指標を含めた成果目標の達成に向けて、3本の柱により行財政改革に向けた取組を推進することを求めます。

なお、復興・創生の着実な推進と新たな行政需要等への対応に向けて、より県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 風評の払拭及び風化の防止に向けて、設定した指標等により状況を適時把握しながら、福島県の魅力や安全・安心に関する正確な情報等を国内外に効果的かつ継続的に発信することが求められる。
- 2 市町村によって実情が異なることから、各市町村の課題やニーズを適切に把握し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが求められる。
- 3 行政サービスの向上及び多様で柔軟な働き方の確保に向け、デジタル変革の推進による業務効率化や業務の繁閑に応じた業務の再配分及び職員の再配置による適切な業務管理等を行いながら、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが求められる。
- 4 指標の達成のみに固執することなく、新たな行政需要等も踏まえた柔軟かつ適切な進行管理を行うことが求められる。